2019/10/17

公共哲学の歴史 II

20世紀後半以降の公共哲学に決定的な影響を与えた理論家が、H. アーレントと J. ハーバーマスである。アーレントの理論は古代の政治思想と 20世紀の政治的経験(大衆社会、世界戦争、全体主義、冷戦など)を背景にしながら、普通の言葉についての独特の構想(複数性、行為、権力など)を用いて、きわめて論争的な仕方で定式されている。ここでは公共性との関連でとくに重要な構想のいくつかを紹介する。他方ハーバーマスは、哲学、歴史学、社会学などの知識を総動員して、道徳、法、政治についての驚くほど体系的な理論を展開する。アーレントからはコミュニケーション的権力という権力についての独特の構想を受け継いでおり、それは彼の公共性論とも密接に関連する。

教科書・参考書の対応箇所:山岡/齋藤『改訂版 公共哲学』、6-7章、川崎/杉田『新版 現代政治理論』、1-2章、9章。

I アーレントの公共性論

アーレントにおいて公共的なものは、ほぼ「政治的なもの」と重なる。公共的なものが何であるかは、それとは異なるものと対比されたときに明らかになる。以下ではとりわけ、「社会的なもの」、「真理」、「私的なもの」との対比を試みる。アーレントの公共性論は一つの著作で体系的に示されているわけではないので、『人間の条件』(1958年)、『過去と未来の間』(1961年)、『革命について』(1963年)、『暴力について』(1972年)などを参照する必要がある。

1. 「社会的なもの」への批判

アーレントの意図:「社会的なもの」の一次元的拡張に対抗して、「政治的なもの」を救済する。

(1)社会的なもの vs. 政治的なもの

「社会的なもの」(the social)―画一性・差異の消去―「行動」(behavior)

「政治的なもの」(the political) ―複数性・差異の顕在化―「行為」(action)

近代は社会的なものが政治的なものを圧倒する時代である:画一性が複数性にとって代わり、行為ではなく行動に注目が払われる。

※action は活動と訳されることもあるが、この講義では行為で統一する。活動はいろいるな生命体がなしうるが、行為は言語を使う人間に独特のものである(と少なくともアーレントは考えていた)からである。

(2) conformism vs. plurality

「行動」の予見可能性・代替可能性:「正常」な規範を単純に反復することによるその再 生産。

「行為」の予見不可能性・代替不可能性:「新しい始まり」の世界への導入。正常化する

2019年度秋学期 公共哲学(政治)

木曜 1 時限 3-501 教室

担当教員 谷澤正嗣

規範の脱自然化、別様の関係の創出。

※複数性(plurality)とは、単なる量的な多数性ではなく質的な異なり、一つ一つ(一人一人)が他に代替不可能であることを意味する。

(3) 生命への配慮 vs. 世界への関心

「社会的なもの」:「労働」(labor)すなわち生命維持のための活動様式を支配的な活動様式とする。

生命(過程)の安全とは何を意味するか:

- ①初期近代:個人的なもの(個人の生命の安全)
- ②後期近代:集合的なもの(集合的身体の生命の安全・増強)

生命(life)と世界(world)との対比:

生命への配慮―私的なもの―人々の<内部>に関わる。

世界への関心―公共的なもの―人々の<間>に関わる。

世界は生命への配慮が妥当性を失う領域である:

- ①"the human artifice": 人間の手で構築されてきた世界(生命を越える耐久性)。
- ②"the human affairs" :人々の間に存在する公共的領域とそこに生じる事柄。
- (4) 三つの活動様式(Vita Activa[能動的生活]の中での区分)
- ①労働 labor—life—animal laborans—consumption
- ②仕事 work—worldliness—homo faber—use
- ③行為 action—plurality—"men of action"(zoon politikon)

2. 意見の空間

アーレントの主張:公共的領域は一つの真理が制覇する空間としてではなく、複数の意見が相互に交わされる空間として描かれる。

(1) 意見と真理

真理—真知(episteme)—単数性(the truth)—哲学

意見—憶見(doxa)—複数性(truths)—政治

ドクサの語源: "dokei moi"=「私には〔世界は〕このように見える」

(2)意見と共通世界

意見は何についての意見か:共通世界に対して占める各人の立場の相違、パースペクティヴの根源的な複数性。

共通世界とは何か:共通世界は人々を結びつけると同時に切り離す<間>である。

共通世界の「終わり」を惹き起こす条件は二つある。

- ①近さの欠如—the condition of isolation—政治的自由の喪失
- ②距離の欠如—the condition of mass society—複数性の喪失

意見はなぜ重要か: 意見は一つの世界開示であり、ある意見が失われることは世界(解釈) の豊かさがその分だけ失われることを意味する。

(3)意見(opinions)と世論(public opinion)

アーレントの意図:近代社会における画一的な「いわゆる世論」を批判し、それを複数的な意見と対比させる

意見一plurality一非共約的。「意見は開かれた議論や公共の論争の過程を通じて形成される」(『革命について』,p. 227/368 頁)。意見はそれぞれ各人のものであり、利益や福祉という共約的なものとは違って集合的には代表されえない。

世論―unanimity―共約的。「全員一致的性格」を持つ。反対意見をも"unanimous"なものとして扱う。

3. 現われの空間(the space of appearance)

現われの空間とは「人々が、自らが誰(who)であるかをリアルにしかも[他と]交換不可能な 仕方で示すことのできる唯一の場所」。

(1)現われと表象

現われ(appearance):個々の言葉・行為に応じる判断。その人が「誰」(who)であるかを判断する。

表象(representation):集合的な属性に基づく判断。その人が「何」(what)であるかを判断する。

※表象は認知的負荷を軽減するための一種の防衛機制であるが、この機制が解かれることがないと他者の現われは生じない。集合的な表象(e.g. 「ユダヤ人」、「女性」など)が支配的となることへの批判。

※「諸権利をもつ権利」(『全体主義の起源』):人々が他ならぬ自らの言葉や行為によって他者から判断される関係性のうちに生きる権利。"displaced persons"はこの権利を奪われ、何を語ったか、何を行ったかとは無関係に(ただの「ユダヤ人」や「女」として)扱われる。

(2)現われと公共的自由

"to be free"="to appear in public space"="to meet other people in deed and word"(『過去と未来の間』、p. 148/200 頁)。

公共的自由(public freedom): 自らの言葉や行為において他者の前に現われる自由。

4. 公と私

アーレントは公私を厳しく区別することで知られる(公私二元論)。これはヨーロッパ思想の伝統に沿った区別であるが、アーレントはそれにも独自の意味を与えた。

(1)複数性・自由・政治 vs. 同一性・必然性・行政 public—plurality—freedom—politics

private—sameness—necessity—administration

(2) 私的であることの意味:

欠如ないし剥奪としての私的生活 privacy \leftarrow deprivation ("The privation of privacy lies in the absence of others." 『人間の条件』、p. 58/87 頁)。

公共的生活の喪失(他者によって見聞きされる可能性、応答されうる可能性の喪失)。全体主義における Verlassenheit (loneliness)の経験

ただし、私的生活に剥奪以外の意味がないわけではない。私的生活の"non-privative traits of privacy" (『人間の条件』、pp. 70-71/100-101 頁)として、次のものがある。

- ①生命の必要の充足。
- ②プライバシー。
- ③私的所有 private property。所有(property) と富(wealth)の対比。
- (3)アーレントによる公私区分の問題点:
- ①私的領域の脱政治化、生命の必要の自然化=脱政治化
- ②アーレントの公共性は誰も排除しないが人々の身体・生命にかかわる次元を排除する

Ⅱ ハーバーマスの公共性論

ハーバーマスは『公共性の構造転換』(1962 年)でヨーロッパにおける公共性の歴史を通観し、近代社会に特有な公共性として市民的公共性の成立を指摘した。それは、国家と区別される市民社会において形成される、公衆の自由で批判的な言論の空間である。これはまさにカントが 18 世紀に啓蒙の理念とした公共性にほかならない。ただしハーバーマスは、19 世紀後半以降こうした市民的公共性が変質し堕落したと考えた。この時点ではハーバーマスは現代における公共性の将来に楽観的ではなかった。

1. 公共性の 4 つのモデル

- (1)ギリシア的公共性(hellenische Öffentlichkeit)―古代ギリシア―人々の<聞>に形成される公共性―<ディスコース>
- (2)示威的ないし顕示的公共性(repräsentative Öffentlichkeit)―封建社会または絶対主義 以前の社会―人々の<前>で展開される公共性―<スペクタクル>
- (3)市民的公共性(bürgerliche Öffentlichkeit)—18 世紀から 19 世紀初期の市民社会—人々の<間>に形成される公共性—<ディスコース>
- (4)操作的公共性(manipulierte Öffentlichkeit)—後期資本主義社会または19世紀後半以降の社会—人々の<前>で展開される公共性—<スペクタクル>

ブルジョワが市民的公共性を支えた。

- 2. 市民的公共性の条件と特徴 労働者はメディア操作などで煽られ、市民的公共性を持つことが困難。 (Marcuse vs Habermas)
- (1)市民的公共性の経済的・社会的条件
- ①自由競争の保障、②独立の小生産者、③自律的な調和

これらの条件が充たされるとき、市民社会は a)「支配なき領域」(外部からの支配の不在および内的な支配の不在)として存立することができ、また b)誰もが(ただし女性を除く)、「財産と教養」という政治的公共性への参入資格を得ることができる。

- (2)市民的公共性の特徴
- ①国家と社会の分離を前提とし(「自由主義モデル」)、社会に形成される公共性。
- ②対抗的な公共性(公権力の公共性への対抗、富廷文化への対抗)
- ③公開性を条件とする言論の空間。

A plurality of small activist groups started influencing civil discourse in the late 20th century. Habermas became more optimistic about the civil public and its ability for communicative reasoning (power).

Power must be justified by communicative reasoning which is embodied in

- (3)公共性と憲法:近代の憲法(典)には公共性を型といる語彙を持ちます。 (3)公共性と憲法:近代の憲法(典)には公共性を型といる語彙を持ちます。
- ①良心の自由、表現の自由・出版の自由・集会結社の自由等―公論の条件の保障。
- ②請願権・選挙権・被選挙権等一公衆の政治的権利の保障。
- ③人身の自由・住居の不可侵等―親密圏における自由の保障。
- ④私有財産の保護等一市民社会における私人の自由の保障。

3. 文芸的公共性と政治的公共性

(1)文芸的公共性(die literarische Öffentlichkeit): 批評の空間(文芸・芸術批評)または「非政治的形態の公共圏」。

施設:コーヒーハウス・サロン・夕食会(Tishgesellschaft)・読書会(Buchgesellschaft)等。 特徴:対等性・合理性・非閉鎖性。宮廷・教会等の従来の知的・精神的権威の相対化と市 民文化の形成。

- (2)政治的公共性(die politische Öffentlichkeit):「公衆が支配を「理性」の尺度と「法律」の形式に従わせ、そのことによって支配を実質的に転換させる」(『構造転換』, 47 頁)。公開性のもとでの政治的な意見-意志形成の二つの機能:
- ①民主的正統化:公共圏での公論→議会での立法→統治の間に正統化の連関を確立する。
- ②民主的統制:国家活動(統治)に関する批判的監査。

4. 公共性の構造転換

- (1)資本の集中化(寡占・独占の傾向): 1873年大不況を転機として社会における権力の対称性は失われる。国家の社会への(再)介入。
- (2)政治的公共性の拡張と変容(19世紀後半): 参政権の拡大と労働者の政治的公共性への参入。

イギリスの選挙法改正:有権者の数の増大。1832年に16万人⇒1867年に93万人⇒1884年に200万人⇒1928年に438万人(女性参政権の成立)。

議会政治における組織化された諸利害の対立という構図の形成。

- (3)経済圏の準公共化と親密圏の私化:
- ①市民は大規模組織に組み込まれることにより経済的自立を失う
- ②親密圏(近代家族)は、生産・生活保障・教育等の機能を失い、消費機能のユニットへと収縮する。

(4)メディアの拡張と変容:

論議と批判のメディアから操作のメディアへの変容。公開性は批判というよりも(投票行動・消費行動に対する)操作のヴェクトルを帯びる。

5. 市民的公共性の変容

(1)文芸的公共性の変容:文芸批評⇒文化消費(「文化を論議する公衆」⇒「文化を消費する公衆」)。公共的なコミュニケーション⇒孤立した受容行動。

(2)政治的公共性の変容:

- ①批判的公開性⇒操作的公開性。操作・動員の空間としての「公共性」。
- ②公共性の再封建化:<ディスコース>の空間⇒<スペクタクル>の空間への回帰。
- ③公共性の空洞化:アジェンダを設定する力の喪失、組織化された利害間の取引への傾斜、 (社会国家的)補償と「大衆の忠誠」の調達。

(3)後期資本主義のもとでの政治の変容:

- ①リベラルな法治国家から社会国家(福祉国家)へ
- ②階級対立を抑えるための社会政策の拡充
- ③公共性の脱政治化(市民の私生活主義志向、クライアント化)

III ハーバーマスによるアーレントの継承:コミュニケーション権力と公共性

『構造転換』から 30 年後の『事実性と妥当性』(1992 年)でハーバーマスは、現代社会における公共性についての、慎重に楽観的とも言うべき規範的構想を示した。その際に重要なのが、アーレントの権力論を継承した「コミュニケーション的権力」という構想である。現代社会においても、多数の対抗的公共圏、自律的公共圏を含むコミュニケーションのネットワークとしての政治的公共圏が成立する余地はある。この政治的公共圏での討議・熟議によって生み出されたコミュニケーション権力が、法の正統性を支えるのである。

1. アーレント:公共性が生み出す/公共性を支える権力

(1)権力(power)は集団の力である:権力は、共に生活する人々の集団的行為により生じる、集団そのものに属する力である。権力は個人の力(strength)ではない。人々が四散して、集団的行為がなくなると、権力は消滅する。

権力→強制力、暴力への移行=ヒトラー、ファシズム

- (2)権力は強制力(force)や暴力(violence)とはまったく別の力である:権力は無理やり人を 服従させる物理的な力ではない。権力は人々が「意見」を「共有」して服従するところ に生じる。権力は言語と行為の力である。これにはきわめて重要な含意がある。
- ①権力と暴力は違うというより、対立するものである。権力または暴力の「一方が絶対 的に支配するところでは、他方は不在である」。暴力が頻繁に行使されることは、権力 の不在を意味する。
- ②「暴力は持たないが権力は発揮している」集団というものはありうる。しかも、革命や戦争において、そうした権力だけの集団が、暴力を独占する国家に対して優位に立つことさえ可能である。アーレントはベトナム戦争におけるベトナム軍、インドの独立運動におけるガンジーの例を挙げている。
- (3)政治と権力は同時に生じる:現われの空間=公共的領域を存続させ、政治を可能にする力こそ権力である。権力が続かなくなると、物質的富が豊かであったり暴力が強力であったりしても、統治に正統性はなくなり、統治は野蛮になり、政治共同体は衰亡する。反対に、権力が発揮される政治的場面の典型としてアーレントが考えているのは、アメリカ独立革命のような革命である。

※日本語の「権力」という訳語はアーレントのいう power の独特の意味を伝えるのに最善とは言えない。おそらく「パワー」としたほうがしっくりくる。比較的最近の例で言えば、1986年のフィリピン革命は People Power Revolution と称されるが、これは「ピープル・パワー革命」と訳したほうが感じが伝わるし、実際そう訳されている。

2. ハーバーマス:コミュニケーション権力、政治的公共圏、正統性

ハーバーマスによれば現代社会は法(Recht=law)によって社会統合されている。その法を 正統なものとするのは、政治的公共圏での討議ないし熟議によって生み出される、コミ ュニケーション的権力である。ようするにハーバーマスは、正統化を行うものとして公 共性と権力をとらえるのである。

- (1)なぜ法なのか:主に二つの理由から、現代社会は法に頼らざるを得ない。
- ①「生活世界」(普通の人びとが生きている日常の暮らし)と「システム」(日常の暮らしを外から観察した時に見出される仕組)を媒介し、社会全体を統合できるのは社会全体に共通して適用される法(および法を制定する政治システム)だけ。経済システム・行政システムは人々の行為を部分的には調整するが、社会全体を統合することはできない。経済システム・行政システムを普通の人びとの観点から規制するには、法という共通の言語が必要である。
- ②世界観や価値観(たとえば宗教や、ライフスタイルと呼ばれるもの)が多様化した現代社会を全体として統合するものは、誰にでも等しくあてはまる(すべての人を平等に尊重する)法以外にない。何らかの特定の世界観に訴えて市民を結びつけることはできない。これを「ポスト形而上学」の時代診断と称する。

(2)法を正統化するコミュニケーション的権力とは何か

「強制なきコミュニケーションにおいて形成される共通意志の潜勢力」が法を正統化する。言い換えると「コミュニケーション的権力」が、法とその執行を民主的に「正統化」する唯一の源泉である。

強制なきコミュニケーション: コミュニケーション的権力は、人を服従させるとしても、「強制でない」のがポイント。コミュニケーションを歪める影響(たとえば社会的地位の違いや、経済力の違い)が排除された環境で「よりよい論拠の力」だけによって人を説得することは、強制ではない。「よりよい論拠のもつ強制なき強制」に全員が進んで従うとき、コミュニケーション的権力が生成する。そのような力が法を制定するとき、法は正統と見なされる。

(3)公共圏を通じた「手続き的正統性」の構想

deliberative democracy

理性と意志を相互に媒介する「手続き」としての公共圏での熟議(deliberation)の重要性。 一定の手続きが行われたならば、その結果は「正統である」と推定される。

具体的にどのような制度が正統化のために必要か:現代社会においてコミュニケーション的権力は、<mark>政治的公共圏における意見形成・意志形成</mark>を通じて生みだされる。その際、二つの要素が重要:

- ①<mark>理性的</mark>な意見形成。 by pitting rational opinions against each other, it is possible to narrow down public opinion to one truth, one WILL
- ②当事者による意志形成(合意)。Vote

すなわち、制定される法律に関して、「その規範的内容が正しいという推定を可能にする」と同時に、「すべての当事者の意志を尊重する」ことが要求される。 strong advocate of parliamentary democracy

インフォーマルな公共圏の重要性

議会におけるフォーマルな熟議と決定を取り囲む、インフォーマルなコミュニケーションの流れが重要。具体的には、
Habermas' argument is a normative argument based on ideal conditions. It is not a positivistic explanation

- ①政治参加の権利が憲法上保障されていること。
- ②メディアを通じた自由な言論が流通していること。
- ③数多くの団体による積極的な政治運動が行われていること。

on ideal conditions. It is not a positivistic explanation of the current situation of politics.

Schumpeter vs Habermas

Schumpeter: Civilian participation in politics should be limited to the selection process of politicians and other more qualified political entities. Citizens should only vote. Habermas: Civilian participation should not be limited to voting. Civilians should participate by taking part in informal communication and public discourse.

「資料]

[アーレント]

■公共的の二つの意味

「公共的」(public) という言葉は、二つの分かちがたく結びついただがまったく同一ではない現象を指している。第一にそれは、公共的に現われるあらゆるものは各人によって見られ、聞かれうるということ、したがって、最も広範な公開性(publicity)をもっているということを意味する。私たちにとっては、現われ(appearance)——私たちのみならず他者によっても見られ、聞かれるもの——がリアリティを構成している。…第二に、「公共的」という言葉は世界そのものを指し示している。それは、私たちすべてにとって共通のものであり、私たちがそこに私的に占める場所とは異なったものである。…世界は、人為的なもの、人間の手によって作られたものを表すとともに、人間の手になる世界に共に生きる者

たちの間に生じる事柄をも表している。世界に共に生きるということは、ちょうどテーブルがその周りに席を占める人々の間にあるように、物事からなる世界がそれを共有する人々の間にあるということを本質的に意味している。世界はあらゆる<間>(in -between)がそうであるように、人々を関係づけると同時に切り離す<間>である(アーレント『人間の条件』、pp.50-53/75-79 頁。以下、アーレントからの引用は多くの場合に訳文を改めた)。

■人間の複数性

行為(action)と言論(speech)両者の基本条件である人間の複数性(plurality)は、平等 (equality)および異なり(distinction)という二重の性格をもっている。…人間の複数性とは、それぞれ唯一である存在者(unique beings)の逆説的な複数性である。/言論と行為は、このユニークな異なりを自ら際立たせようとする。そして、人間は、言論と行為を通じてたんに互いに「異なるもの」という次元を超えて抜きん出ようとする。つまり、言論と行為は、人間が物理的な対象としてではなく人間として相互に現われる活動様式である。」(『人間の条件』、pp. 175-176/286-287 頁。下線は引用者による。以下同様)。

■行為と行動

決定的に重要なのは、社会がそのすべてのレヴェルで行為(action)の可能性を排除していることである。その代わりに、社会は、無数のさまざまな規則を課すことにより、その成員の各々に一定の行動(behavior)を予期している。こうした規則はことごとくその成員を「正常化」(normalize)し、かれらを行動させ、自発的な行為や際立った達成を排除する傾向をもつ。…大衆社会の登場とともに、「社会的なもの」の領域は、数世紀の展開の後にある共同体の全成員を均等にかつ均等の強さで包括し統制する地点にまで達している(『人間の条件』、pp.~40-41/64 頁)。

■生命過程の組織体としての社会

社会が生命過程そのものの公的な組織にほかならないという最も明白な証拠は、おそらく、比較的短期間のうちに、新しい社会領域が近代の共同体をすべて労働者と勤め人 (job-holders)の社会に変えたという事実に見ることができよう。言いかえれば、近代の共同体はすべて、たちまちのうちに、生命を維持するのに必要な唯一の活動様式である労働を中心とするようになったのである。…社会とは、ただ生命維持のために存在する相互依存の事実が公共的な重要性を帯び、ただ生存にのみ結びついた活動様式〔労働〕が公共的領域に現われるのを許されている形式にほかならない(『人間の条件』、p. 46/71 頁)。

■人間の条件と三つの活動様式

活動の生(vita activa)という用語によって、私は人間の三つの基本的な活動様式、すなわち労働、製作、行為を意味するものとしたい…。

労働(labor)とは、<人間の身体の生物学的過程>に対応する活動様式である。人間の身体が自然に成長し、物質代謝を行い、そして最後には朽ちてしまうこの過程は、労働によって生命過程のなかで生みだされ消費される生の必要物に拘束されている。したがって、労働の人間の条件は<生命 life>そのものである。

製作(work)とは、<人間存在の非自然性>に対応する活動様式である。人間存在は、種の 永遠に続く生命循環に盲目的に付き従うところにはないし、人間が死すべき者であるとい う事実は、種の生命循環が永遠であるということによって慰められるものでもない。製作 はあらゆる自然環境とはまったく異質な物の「人為的」世界を作りだす。その物の世界の 境界の内部で、個々の生命はそれぞれ安住の地を見いだすのであるが、他方、この世界そ のものはそれら個々の生命を超えて存続するようにできている。したがって、製作の人間 の条件は<世界性(worldliness)>である。

行為(action)とは、物あるいは事物の媒介なしに直接人と人の間で行われる唯一の活動様式であり、<複数性(plurality)>という人間の条件、すなわち、<地球上に生き世界に住まうのが一人の人(man)ではなく複数の人々(men)であるという事実>に対応している。たしかに、人間の条件のすべての側面が多少なりとも政治に関わってはいる。しかし、この複数性こそすべての政治的生活(bios politikos)の条件であり、その必須の条件であるばかりか最高の条件である。…もし、人間というものが、同じモデルを際限なく繰り返してできる再生産物にすぎず、その本性と本質はすべて同一で、他のものの本性や本質と同じように予見可能なものであるとするならどうだろう。その場合には、行為は不必要な贅沢であり、行動(behavior)の一般法則を破る気まぐれな介入にすぎないだろう。複数性が人間の行為の条件であるというのは、私たちが、人間であるという点ですべて同一でありながら、進一人として、過去に生きた他者、現に生きている他者、将来生きるであろう他者とけっして同一ではないからである。(『人間の条件』、pp.7-9/19-21 頁。<>は引用者が補った。以下同様)。

■新しい始まりとしての行為

■真理と意見

真理と政治の抗争は、<哲学者の生>と<市民の生>という二つのまったく正反対の生活様式から生じた。哲学者は、それ自身絶えざる流動の状態にある人間の事柄について市民がいだく絶えず変わる意見に対して、本性上永続的でありしたがってそこから人間の事柄を安定させる原理を引きだせる事象についての真理を対置した。それゆえ、真理の反対は幻想に等しいたんなる意見(憶見)であった。このように意見が低く評価されたことによって、両者の抗争は政治的に激しくなった。というのも、あらゆる〔政治〕権力に不可欠の前提条件の一つは真理ではなく意見だからである。…さらに、意見による支持をなんら必要と

せずに妥当する絶対的真理が人間の事柄の領域で請求されるならば、一切の政治、一切の統治の根底が覆る。 $/\cdots$ レッシングに見られるこの歓喜の調子——つまり、仲間の間で生きる人間にとって、人間の言説(discourse)の尽くしがたい豊かさはいかなる「唯一の真理」よりも無限に重要であり意味深いという洞察——が欠落したまま、18世紀以来、人間理性の頼りなさへの自覚が……広がった(『過去と未来の間』、pp. 232-233/ 315-317 頁)。

■ドクサとソクラテス的対話

同胞の市民と同様ソクラテスにとっても、ドクサ [意見] は、ドケイ・モイすなわち<私 にはこう見える>を言論の形にしたものだった。…<u>ドクサは、主観的な幻想や恣意性でも</u> なければ、絶対的なもの、万人に妥当するものでもない。前提となっているのは、世界は、 各人に彼が世界に占めている位置に応じて違った仕方で開かれているということである。 …/ソクラテスは市場[アゴラ]すなわちこのようなドクサイ、複数の意見のただなかで 活動した。後にプラトンがディアレゲスタイ[問答法]と呼んだものをソクラテス自身は 産婆術と呼んだ。ソクラテスは、他者が彼自身で何らかの仕方で考えている事柄を自ら生 みだし、そのドクサにおける真実を見いだすのを助けようとするのである。 / …ソクラテ スにとって、ディアレゲスタイは、何事かについて徹底的に語ることであるが、この対話 は、ドクサあるいは意見を解体することによって真理をもたらすのではなく、逆に、ドク サをそれ自身の真実性(truthfulness)において顕わにするのである。その場合、哲学者の役 割は、都市を支配することではなく都市の「虻」となることである。哲学の真理を語るこ とではなく、市民をより真実(truthful)にすることである。プラトンとの違いは決定的であ る。ソクラテスは、市民が彼らのドクサイを自ら改めたくなるように教育しようとは思わ なかった。…ソクラテスにとって産婆術は、政治的な活動様式であり、厳密な対等性とい う基礎に根本的に基づいたギブ・アンド・テイクであった。その果実は、あれこれの一般 的真理に到達するという帰結によって測られうるものではなかった("Philosophy and Politics", pp.80-82)_o

■世論と意見

なるほど、アメリカのフロンティアに住んでいた人々にしても、新しい政治体に構成された人民に属していた。しかし、彼らにしても、また開拓地に住んでいた人々にしても、創設者にとってけっして単数的な存在ではなかった。「人民」(people)という言葉は彼らにとっても多数(manyness)という意味をもっていたのである。つまり、その尊厳がまさにその複数性(plurality)に存するような、限りなく変化に富む多数者(multitude)という意味であった。したがって、<万人の潜在的な意見の一致にほかならぬ世論>に反対することは、アメリカ革命の人々が完全に同意していた多くの事柄の一つであった。つまり彼らは、共和政における公共的領域は<対等者の間でおこなわれる意見の交換>によって構成されるものであり、この公共的領域は、たまたますべての対等者が同一の意見をもったために意見交換が無意味になったその瞬間に簡単に消滅するであろうということを知っていた(『革命について』、p.93/138-139 頁)。

■現われの空間

…行為と言論は参加者たちの間に一つの空間を作り出すが、その空間は<u>ほとんどいつでも</u>、どこにでも</mark>その適切な位置を見出すことが可能である。それは空間という言葉の最も広い意味での<現われの空間>、すなわち、私が他者の前に現れ、他者が私の前に現れる空間である。…/この空間がつねに存在しているというわけではない。そしてあらゆる人々が行為と言語の能力を持つとはいえ、彼らのほとんどはこの空間の中に生きてはいない。そのうえ、いかなる人も常にその中に生きることはできない。この空間を奪われているとは、リアリティを奪われていることを意味する。そしてリアリティとは、人間について、そして政治について語るときには、現れと同じものなのである。現われの空間は、人々が言論と行為という仕方で共に存在するところならばどこにでも存在するようになる。そしてそれゆえに、公共圏のありとあらゆる公式的な構築よりも、また統治のさまざまな形式よりも、時間的に先立ち、重要性の点で優先する。…人々が共に集まるところでは、この空間は潜在的にそこにあるのだが、たんに潜在的にであって、必然的にでも、永遠にでもない(『人間の条件』, pp. 198-99/320-321 頁)。

■政治的自由

自由は、思考の属性や意志の属性となる前に、自由人の状態、つまり、人々に移動を可能にさせ、家〔オイコス〕を後にして世界のなかに入り、行いや言葉において他者と出会うのを可能とさせる地位として理解された。この自由には明らかに解放(liberation)が先立っていた。自由であるためには、ひとは、生命の必要から自ら自身を解放しえていなければならない。しかし、自由であるという状態は解放の作用から自動的に帰結するものではない。自由は、たんなる解放に加えて、同じ状態にいる他者と共にあることを必要とし、さらに、他者と出会うための共通の公共的空間、いいかえれば、自由人誰もが言葉と行いによって現われうる政治的に組織された世界を必要とした(『過去と未来の間』、<math>p.148/200頁)。

■アーレントの権力

権力(power)は、ただたんに行為するだけでなく [他者と] 一致して行為する人間の能力に対応する。権力はけっして個人の性質ではない。それは集団に属するものであり、集団が集団として維持されているかぎりにおいてのみ存在しつづける。誰かが「権力の座について」いるというとき、それは実際のところ、彼がある一定の数の人から彼らに代わって行為する権能を与えられていることを指しているのである。権力がはじめにそこから生じてきた集団(〈権力は人民にあり〉potestas in populo、人民もしくは集団なくして権力は存在しない)が姿を消すやいなや、「彼の権力」もまた消滅する(アーレント『暴力について』、p.~143/133 頁)。

権力(power)は、行為し語り合う人々の間に現れる潜在的な現われの空間(space of appearance)、すなわち公共的領域を存続させるものである。権力という言葉そのものが、たとえばギリシア語の dynamis にしても、ラテン語の potentia にしても、ラテン語から

派生したさまざまな近代語にしても、ドイツ語の Macht にしても、いずれも権力の「潜在的」(potential)な性格を示している。権力とはつねに潜勢力(power potential)であって、強制力(force)や個人の力(strength)のような不変の、測定できる、確かな実体ではないといってよいだろう。個人の力が他者とは関係ない個人の自然的特質であるのに対して、権力は、人々が協調して行為するときに人々の間に生まれ、人々が四散する瞬間に消えるものである。権力を実現することはできるが、それを完全に物質化することはけっしてできない。この点で、権力も他の潜勢力(potentialities)も同じであるが、この特性のゆえに、権力は数量あるいは手段という物質的要因と驚くほど無関係である。たとえば、比較的小さくてもよく組織された人間集団が、人口の多い大帝国をほとんど無限に支配することは可能であり、歴史上貧しい小国が富んだ大国を負かした例もよく見られる。…他方、物質的に強力な支配者に対する民衆の反乱でも、その反乱が、たとえ物質的にはるかに優勢な強制力に直面しても、暴力の使用を控えるならば、ほとんど抵抗しがたい権力を生み出す場合がある(アーレント『人間の条件』、p. 200/322-23 頁)。

■権力と革命

暴力対暴力の抗争においては、政府側の優位はつねに絶対的であった。しかしこの優位がつづくのは、政府の権力構造に変動がないかぎりにおいてのことにかぎられる。ということはつまり、人びとが命令に服従し、軍隊や警察の強制力が武器を使用する用意があるあいだにかぎられる。…人びとがもはや命令に従わなくなったら、暴力の手段はまったく役に立たない。そして、この服従の問題は、命令・服従の関係によって決まるのではなく、意見によって、もちろんその意見に同意する人の数によって決まるのである。すべては暴力の背後にある権力にかかっている(アーレント『暴力について』、pp. 147-148/137-138 頁)。

いいかえると、革命に先だって植民地アメリカにのみ起こったこと、逆にいえば、古い国であれ新しい植民地であれアメリカ以外のどこにも起こらなかったことは、理論的にいえば、行為が権力の形成を導いたということ、そして、権力が当時新しく発見された約束と契約によって保持されたということである。植民地は、すなわち郡区や地方、郡や市は、互いにまったく異なっていたにも関わらず、イングランドとの戦争に勝利した。そしてそのとき、この活動によって生まれ、約束によって保持された権力の力が前面に出てきたのであった(アーレント『革命について』、pp. 175-176271 頁)。

■政治的共同体と権力

政治的共同体(political communities)を最初は堀り崩し、ついで消し去るのは権力の喪失であり、最終的な無力である。そして、権力は、暴力という道具のように貯蔵し、いざというときのために保存しておくことはできず、ただそれが実現されている間だけ存在する。権力は、実現されなければただ過ぎ去るだけであり、歴史は、最大の物質的富もこの権力喪失の代償とはならないという例に満ちている。ところで、権力が実現されるのは、ただ言葉と行為とが互いに分離せず、言葉が空虚ではなく、行為が野蛮ではなく、言葉が意図を隠すためではなくリアリティを顕わにするために用いられ、行為が関係を

侵し破壊するのではなく、関係を樹立し新しいリアリティを創造するために用いられる 場合だけである(アーレント『人間の条件』、322 頁)。

[ハーバーマス]

■文芸的公共性と政治的公共性

公共性が……<公権力に対する批判の領域>として確立される過程は、すでに公衆の施設と討議の舞台を備えていた文芸的公共性の機能変化として起こった。…社会的なものの領域が成立すると、その規制をめぐって公論が公権力と交渉するようになる。それに応じて、<近代の公共性>は<古代の公共性>にくらべて、共同して行為する市民団の本来的に政治的な課題(内政における司法、外国に対する自己主張)から、むしろ公共的に論議する市民の社会的課題(商品交易に対する不干渉)へと移行していった。市民的公共性の政治的課題は市民社会の規制をめぐるものである。それは、親密な私生活圏での権利の経験をいわば後ろ盾にして既存の国王の権威に反抗する。この意味で、それは初めから私的であると同時に対抗的な性格をそなえていた。公共性のギリシア的モデルにはこの二つの特徴が欠けている(『公共性の構造転換』、72-73 頁。以下、ハーバーマスからの引用は訳文を改めた。</>
</

■市民的公共性と参加資格の原理的な開放性

市民的公共性は一般公開の原則と生死をともにする。一定の集団を排除した公共性はそも そも公共性ではない。だからこそ、市民的法治国家の主体として振る舞う公衆は、自らの 領域をこの厳密な意味での公共性として解し…原理的には万人の公共性への帰属を先取り している。…選挙権の制限も、私的領域において経済的に獲得されてきた地位のたんなる 法的追認とみなされえたかぎりでは、必ずしも公共性そのものの制限とみなされる必要は なかった。…市民的公共性は、万人が政治への参加基準をみたすとき、すなわち教養と財 産ある人物である資格を獲得するための平等な機会を万人に保障しうるような経済的・社 会的条件が整ったときにのみ完全に確立されるはずのものである。J. ベンサム [普通選挙] は A. スミス [自然的自由の体系としての市場] なしには考えられない(『構造転換』、 116-117 頁。下線および [] 内は引用者が補った。以下同様)。

■文芸的公共性から文化消費へ

市民文化はたんなるイデオロギーではなかった。サロンやクラブや読書会での私人の論議は…生活の必要からの解放というギリシア的意味での「政治的」な性格を、その純然たる文芸的な形式(新しい主体性の経験についてのコミュニケーションという形式)においてもそなえていたので、そこには人間性(Humanität)という理念が成熟しえた。というのは、財産所有者を自然的人格—端的に人間そのもの—と同一視することは、私的領域内部で、一方で私人が各自生活の再生産のために追求する実業と、他方で私人を公衆として連帯させる交際とを分離することを前提としていた。ところが、文芸的公共性が進展して文化消費へと変貌していくにつれて、まさにこの敷居がならされてしまう。レジャー行動は生産と消費の循環に巻き込まれ、生活の必要から解放された別の世界を構成しえないという点でもすでに非政治的である。余暇は労働時間にその補完として拘束されているとすれば、

そこでは各人の私的事業の追求が単に延長されているだけであって、これが私人相互の公 共的コミュニケーションへと転換されることはありえない。…公共的コミュニケーション の連関は孤立化した受容行動へと崩壊する。」(『構造転換』, 216-217 頁)

■政治的公共性の解体

今日では、合理的討論の代わりに競合する利害の示威行動が現れる。公共の論議において達成される合意は鳴りをひそめて、非公共的に闘い取られあるいは力づくで貫徹された妥協に席をゆずる。このようにして成立した法律には…もはや「真理性」の契機を認めることはできない。なぜなら、これが立証される場であった議会的公共性(die

parlamentarische Öffentlichkeit)もすでに解体しているからである。…公開性の原理にも、もはや政治的支配の合理化という課題が負わされなくなったことがわかる。たしかに従属的な公衆は…しばしば公共的な拍手 [Akklamation すなわちシュミットの言う喝采のこと] のために動員されるが、同時にかれらは権力行使と権力均衡のプロセスの外部に立たされているので、公開性の原理によってこのプロセスを合理化することはもはや不可能になっている(『構造転換』、235-236 頁)。

■メディアの変容

リベラリズム時代の新聞にくらべると、マスメディアは一方ではるかに巨大な射程と影響力をもつようになり、これに伴って公共性の領域そのものが拡張された。他方でマスメディアは、この公共性の領域からますます離脱し、かつて私的であった商品流通の領域のうちへと引き戻された。マスメディアの影響力が公共的に増大するにつれて、それはますます個人または集団の私的利害の圧力にさらされるようになった。......その際、こうした私的利害はもはやけっしてただちに公衆としての私人たちの利害を代表するわけではないのに、公共性の領域で特権的に顕示されることになる(『構造転換』、256-257 頁)。

■操作的公開性

公的領域と私的領域の統合に伴って、かつて国家と社会を媒介していた公共性は解体した。この媒介機能は、公衆の手を離れたとえば [利益] 団体のように私的領域の中から形成され、あるいは政党のように公共性の中から形成され、いまや国家装置との協働の中で内部的に権力行使と権力均衡を司る機関の手中に渡っていく。その際これらの機関は、これまた [公衆から] 自立化したマスメディアを駆使して、従属的な公衆の同意を、あるいは少なくとも黙認を取り付けようとする。公開性はいわば特定の立場に「信用」の体裁を調達するために上から展開される。本来公開性は、公共的論議と支配権の立法的創出との間の連関、さらにはその支配権行使の批判的監視との間の連関を保証するためのものであった。いまやそれは…公衆の意識操作に奉仕している。批判的公開性(kritische Publizität)は、操作的公開性(manipulative Publizität)によって駆逐される(『構造転換』、233・234 頁)。

■公共性の再封建化

公共的に論議される事柄への知的批判は、公共的に演出される人物や擬人化へのムード的順応に席を譲り、合意は知名度(publicity)が喚び起こす信用と一体化する。かつて公開性

は、政治的支配を公共の論議の前に引き出してくることを意味していたが、今では無責任なひいきの反応の集約にすぎない。 市民社会は、広報活動(P. R.)によって造形されるようになるにつれ再び封建主義的な様相を帯びてくる。 商品提供の主体は、信徒的な顧客の面前で示威的な表現の豪華さを繰り広げる。新しい「公共性」はかつての示威的公共性が付与していた人身的威光や超自然的権威の風格を模倣するわけである(『構造転換』、263-264頁)。

■「市民社会」への期待

さまざまな動機や価値志向の供給を受けて成立しているリベラルな政治文化は、たしかに自発的な公共的コミュニケーションにとって有利な地盤をなすものではある。しかし、もっと重要なのは、[市民間の] 交わりと組織化の仕方であり、権力化されていない政治的公共性の担い手たちによって制度がつくられることである。…ヘーゲルやマルクス以来慣例となっている「政治社会(societas civilis)」から「市民=ブルジョワの社会(bürgerliche Gesellschaft)」への近代に特徴的な翻訳とは異なり、「市民社会」(Zivilgesellschaft)という語には、労働市場・資本市場・商品市場を通じて制御される経済の領域という意味はもはや含まれていない。……市民社会の制度的核心をなすのは、自由な意志に基づく非国家的・非経済的なアソシエーションである。いくつかの例を順不同に挙げれば、教会、文化的な協会組織、学術団体をはじめとして、独立のメディア、スポーツ団体、レクリエーション団体、弁論クラブ、市民フォーラム、市民運動があり、さらに同業組合、政党、労働組合、オルタナティヴな諸制度にまで及ぶ(『構造転換』、新版序言、xxxvii·xxxviii 頁)。

■社会国家における公共性の脱政治化

国家によって統制された資本主義が生みだす社会システムは、脆弱な正統性の上に成り立っている。この社会システムを支えているのは補償のイデオロギーであり、それは、 [公共的な事柄から] 人々の目を逸らさせ、私生活のなかへと人々を囲い込んでいく。安定と経済成長を確かなものとする政策は、今や、専門家たちが技術的に処理すべき行政上の課題だと思われているが、それは、公共性というものが脱政治化されているからである。…さまざまな不利益から社会的に保護されることによって市民は政治的なものを見失い、この社会保障の仕組みは、各人の個別利害と堅牢となった国家の官僚制を互いに結びつける。…だが、それは、人間がいかに共生すべきかについて、何の方向性も満足に示しはしないのである(Habermas, Kline politische Schriften, S. 250).

■コミュニケーション的権力

このような権力の根本現象は、ハンナ・アーレントの場合はマックス・ヴェーバーとは異なり、社会的関係の内部で抵抗者に抗して自己の意志を貫徹する可能性ではなく、強制なきコミュニケーションにおいて形成される共通意志の潜勢力である。アーレントは、権力(Macht)を暴力(Gewalt)に対立させて用いている。つまり、相互の了解に向けられた合意を目指す力を、他者の意志を自己の目的のために道具化する能力に対置している。
…そうしたコミュニケーション的権力は、歪められていないコミュニケーションの損なわれていない間主観性の構造から生みだされうる。意見-意志形成は、「あらゆる点で自

らの理性を公共的に使用する」各人の解放されたコミュニケーション的自由を用いることで、「拡大された思考様式」の産出力を活性化させるのだが、このような意見-意志形成の場においてこそ、コミュニケーション的権力は成立する。/ハンナ・アーレントは、政治権力のことを、自己の利害を貫徹したり集合的目標を実現したりするための潜勢力だとか、集合的拘束力をもつ決定をくだす行政権力だとは考えておらず、正統な法を創造し、制度を創設することに表現される正統化の力だと考えている。そうした力は、政治的自由を保護する秩序、政治的自由を内外から脅かす抑圧への抵抗、そして何より「新しい制度と制定法を創出する」自由を確立するための行為に現れる。…ハンナ・アーレントがさまざまな歴史現象のなかに嗅ぎつけ、また彼女にとってアメリカ革命において憲法制定を促す力として理解されたものとは、つねに、コミュニケーション的権力と正統な法の産出との緊密な結合という同一の現象だった(ハーバーマス『事実性と妥当性(上)』、180-181 頁)。

文献

[アーレント]

The Origins of Totalitarianism (Geoge Allen and Unwin,1966, originally 1951). 大久保和郎ほか訳『全体主義の起原』全3巻(みすず書房、1972-75年)。

The Human Condition (University of Chicago Press,1958). 志水速雄訳『人間の条件』(ちくま学芸文庫、1994年)。

Between Past and Future (Penguin Books, 1977, originally 1961). 引田隆也/齋藤純一訳『過去と未来の間』(みすず書房、1994 年)。

Eichmann in Jerusalem (Penguin Books, 1977, originally 1963). 大久保和郎訳『イェルサレムのアイヒマン』(みすず書房、1969 年)。

On Revolution (Penguin Books, 1976, originally 1963). 志水速雄訳『革命について』 (ちくま学芸文庫、1995年)。

Men in Dark Times (Harcourt Brace Jovanovich, 1968). 阿部斉訳『暗い時代の人々』(ちくま学芸文庫、2005 年)。

Crises of the Republic (Harcourt Brace Jovanovich, 1972). 山田正行訳『暴力について』 (みすず書房、2000年)。

The Life of Mind (Mariner Books, 1981 originally 1977-1978). 佐藤和夫訳『精神の生活』上・下 (岩波書店、1994年)。[ドイツ語版] Vita Activa oder vom Tätigen Leben (Piper, 1968). 森一郎訳『活動的生』(みすず書房、2015年)。

Lectures on Kant's Political Philosophy, ed.by R. Beiner (University of Chicago Press, 1982). 浜田義文監訳『カント政治哲学の講義』(法政大学出版局、1987年)。

"Philosophy and Politics," Social Research, vol. 57 (1990), pp. 73-103.

Essays in Understanding: 1930-1954, ed. by Jerome Kohn (New York: Harcourt Brace, 1994). 齋藤純一/山田正行/矢野久美子訳『アーレント政治思想集成』1・2 (みすず書房、2002 年)。

Responsibility and Judgment, ed. by Jerome Kohn (Schocken Books, 2003). 中山元訳 『責任と判断』(筑摩書房, 2007 年)。

The Jewish Writings, ed. by Jerome Kohn (Schoken, 2007). 大島かおり他訳『ユダヤ論集』 $1 \cdot 2$ (みすず書房、2013年)。

エリザベス・ヤング=ブルーエル(荒川他訳)『ハンナ・アーレント伝』(晶文社、1999 年)。

千葉眞『アーレントと近代』(岩波書店、1996年)。

川崎修『アレント――公共性の復権』(講談社、1998年)。

森川輝一『<始まり>のアーレント——「出生」の思想の誕生』(岩波書店、2010年)。 矢野久美子『ハンナ・アーレント』(中公新書、2014年)。

[ハーバーマス]

Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zur einer Kategorie der bürgelichen Gesellschaft, Suhrkamp, 1990 (1962). 細谷貞雄・山田正行訳『〔新版〕公共性の構造転換』(未來社、1994 年)。

山田正行/金慧訳『後期資本主義における正統化の諸問題』(岩波文庫、2017年)(原著 1973年)。

川上/平井他訳『コミュニケーション的行為の理論』全 3 巻 (未來社、1985-1987 年)(原著 1981 年)。

三島憲一他訳『道徳意識とコミュニケーション行為』(岩波書店、2000 年)(原著 1983 年)。

三島/轡田他訳『近代の哲学的ディスクルス』全 2 巻(岩波書店、1990 年)(1988 年)。 Faktiziät und Geltung: Beiträge zur Diskursthorie und des demokratiscen Rechtsstaats, (Suhrkamp, 1992). 河上倫逸/耳野健二訳『事実性と妥当性』上・下(未

Rechtsstatts, (Sunrkamp, 1992). 何工冊远/ 耳野陸二訳『事美性と安当性』エ・「(木 來社、2002、2003 年)。

Die Einbeziehung des Anderen: Stüdien zur politischen Theorie (Suhrkamp, 1996). 高野昌行訳『他者の受容——多文化社会の政治理論に関する研究』(法政大学出版局、2004年)。

三島憲一編訳『近代――未完のプロジェクト』(岩波現代文庫、2000年)。

ハーバーマス/J. デリダ/G. ボラッドリ (藤本/澤理訳) 『テロルの時代と哲学の使命』 (岩波書店、2004年)。

ハーバーマス/**J**. ラッツィンガー 『ポスト世俗化時代の哲学と宗教』(岩波書店、2007年)。

Zwischen Naturalismus und Religion: Philosophiche Aufsätze (Suhrkamp, 2005). 庄司 / 日暮/池田/福山訳『自然主義と宗教の間』(法政大学出版局、2014年)。

藤原保信/三島憲一/木前利秋編『ハーバーマスと現代』(新評論、1987年)。

齋藤純一「ハーバーマス——批判理論の転回と討議的民主主義の展望」、藤原保信/飯島 昇藏編『西洋政治思想史Ⅱ』(新評論、1995 年)。

齋藤純一「ハーバーマス——正統化の危機/正統化の根拠」、同編『岩波講座政治哲学講座 5 理性の両義性』(岩波書店、2014年)。

永井彰/日暮雅夫編著『批判的社会理論の現在』(晃洋書房、2003年)。

日暮雅夫『討議と承認の社会理論――ハーバーマスとホネット』(勁草書房、2008年)。

内村博信『討議と人権——ハーバーマスの討議理論における正統性の問題』(未來社、2009年)。

木前利秋『理性の行方——ハーバーマスと批判理論』(未來社、2014年)。 大竹弘二『公開性の根源——秘密政治の系譜学』(太田出版、2018年)。

以上